

令和5年8月23日

職員の懲戒処分について

令和5年8月23日開催の令和5年習志野市教育委員会第8回定例会において報告した、職員の処分について報告いたします。

1 職員の処分

習志野市教育委員会人事審査会において審査した結果、以下のとおり処分しました。

被処分者の所属する部名	学校教育部
被処分者の職名	会計年度任用職員
被処分者の年齢	39歳
処分内容	停職3か月
処分年月日	令和5年8月4日

2 事実の概要

被処分者は、令和5年7月11日に千葉県内の商業施設において、巾着袋、CD、キーホルダー、アームカバーなど約10万円相当の物品をかばんに入れ、支払いをせず店から出たところ、警備員に呼び止められ、警察署で事情聴取を受けた。

このことは、公務に携わるものとして、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当し、かつ、市民の皆様の公務に対する信用を著しく損なう行為であるものであり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に基づき、令和5年8月4日付で停職（3か月）の処分とした。

なお、教育委員会の聞き取り調査に対し、被処分者は事実を認めており、「この度は御迷惑をおかけし、本当に申し訳ございませんでした。」と述べた。また、被処分者から8月4日付で退職願が提出され、教育委員会は同日付で承認をした。

【小熊隆教育長コメント】

市民の皆様の信頼を損ねたことに対し、深くお詫びを申し上げます。公務員としての自覚を持ち、このような不祥事を起こさないよう、信頼の回復と再発防止に取り組んでまいります。

問合せ先
習志野市教育委員会
学校教育部 教育総務課
電話：047-451-1122